

経営管理権集積計画の告示

下記森林について、森林経営管理法（平成 30 年法律第 35 号）第 4 条第 1 項の規定により経営管理権集積計画を定めたため、同法第 7 条第 1 項の規定により告示する。

なお、定めた経営管理権集積計画については、下記の場所において縦覧に供する。

令和 5 年 3 月 1 日

恵那市長 小坂 喬峰

記

1. 経営管理権集積計画の対象森林

| No. | 地区名    | 字    | 林班       | 森林面積    | 森林所有者件数 | 筆数    | 経営管理権の始期       | 備考                                     |
|-----|--------|------|----------|---------|---------|-------|----------------|----------------------------------------|
| 1   | 笠置河合地区 | 江口他  | 66.67.69 | 46.91ha | 27 件    | 108 筆 | 2023 年 3 月 1 日 | 整理番号<br>笠 66.67.69-1～<br>笠 66.67.69-29 |
| 2   | 串原地区   | 川ヶ渡外 | 32.33    | 11.27ha | 19 件    | 32 筆  | 2023 年 3 月 1 日 | 串 32.33-1～<br>串 32.33-19               |

2. 縦 覧 場 所 恵那市役所林政課

3. 権利の設定

本告示により、対象森林の経営管理権が恵那市に設定されるとともに、経営管理受益権が森林所有者に設定される。